

21【こども家庭庁】国家戦略特区等提案再検討要請回答

管理番号	提案主体の氏名 又は団体名	提案名	具体的な事業の実施内容	事業の実施を不可 能又は困難とさせて いる規制等の内容	規制等の根拠法令等	規制・制度改革のために提案する新 たな措置の内容	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの検討要請に対する回答	提案主体からの意見	制度の所管・ 関係府省庁	各府省庁からの再検討要請に対する回答
随時29- 012	社会福祉法人絆 友会	小規模保育事業 所改革 ～定員19名の祝 縛～ ～2歳児までの祝 縛～	<p>【小規模保育事業所】定義 保育を必要とする乳児・幼児であつて満三歳未満のものについて、当該保育を必要とする乳児・幼児を保育することを目的とする施設(利用定員が六人以上十九人以下であるものに限る。)において、保育を行う事業以下の記載に変更を望みます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・満三歳未満→満六歳未満</li> <li>・利用定員が六人以上十九人以下→利用定員の六人以上十九人以下、しかし、満三歳以上が満六歳未満までの継続利用を望む際はこれに限らない。</li> </ul> <p>小規模保育事業所が全年齢対応になることで、より待機児童の解消に貢献していきます。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・定員が19名のまま3歳児以降を受け入れるのは、3歳児以降の公定価格が下がる兼ね合いから運営が圧迫される。</li> </ul> <p>このため、2歳児以降の園児は、保育室の有効面積に空きがある限り、継続利用のみできるように定員を見直すことで、事業者も継続利用を積極的に受け入れることで待機児童の解消に貢献する。</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・対象年齢</li> <li>・定員</li> </ul>	<p>児童福祉法第6条の3第10項</p> <p>別添1 平成29年度公定価格単価表 (案)</p> <p>別添2 具体的運営費違い見込み</p>	<p>小規模保育事業所の定員の見直し ・現状の定員19名を定員43名に引き上げる制度とする。</p> <p>中規模保育事業所の追加 定員43名となります。中規模保育事業所の制度とする。</p> <p>中規模保育事業所の公定価格作成 公定価格では、小規模保育事業所の3歳児以降がないため対応できない。新たに作成もしくは認可保育所の40名から50名のくくりを使用できる制度とする。</p> <p>対象年齢の見直し 現状0～2歳までの年齢を0～5歳までとする。2歳児以降は、継続利用に限り、定員の見直しを行い保育できる制度とする。</p>	<p>厚生労働省  内閣府</p>	<p>【定員の引き上げ】 ○小規模保育事業については、保育園が定員20名以上であることから、 ・土地の確保が困難な都市部や ・人口減少地域 において、より機動的なニーズ対応が可能となるように「定員19名以下」としているところである。 ○したがってご提案の20名以上の事業所の設置ニーズについては、保育園の整備により対応可能であり、小規模保育事業の制度変更を行う必要はない。</p> <p>【対象年齢拡大及び公定価格について】 ○平成29年9月22日に国家戦略特別区域法及び構造改革特別区域法の一部を改正する法律が施行され、国家戦略特別区域における保育の需要に応ずるため、認定区域計画に定められた事業実施区域において、事業者の判断により、保育する児童の対象年齢を0～5歳の間で柔軟に定めることができる事業として、国家戦略特別区域小規模保育事業を実施する事業が創設され、3歳以上児の公定価格を新たに設定した。 ○よって、ご提案の対象年齢の見直し及び公定価格の設定については、対応済み。</p>	<p>国家戦略特別区域小規模保育事業で対応可能とのことだが、国家戦略特区制度では自治体が特例を活用しない場合は事業者は活用できない。 そのため、2歳児以降の受け入れを希望する事業者は認可保育所への移行をしなければならないが、地域型保育事業所から認可保育所への移行の際に、0歳児クラスの園児の有効面積が3.3㎡から4.95㎡になる。その結果、受け入れが3.4.5歳とすることが難しい。</p> <p>実際に、現在運営中の東京都北区の地域型保育事業所を認可保育所に移行した際も3.4.5歳児の受け入れができなかった。 地域型保育事業所からの移行特例を作り、子ども達が就学までの保育の継続ができる環境を整えることを求める。 その結果、今後の老朽化が懸念されている公立保育所の閉所の際に新たな保育所を作らなくても対応できるような仕組みを作ることによって将来的に保育所の整備補助金の減額にも役立つ。 もしくは、上記問題の解決のために、国家戦略特区小規模保育事業の早期全国展開を求める。</p>	<p>こども家庭庁</p>	<p>「移行特例」については、保育所の居室面積等の基準は児童の身体的、精神的、社会的な発達に必要な保育の水準を確保するための最低基準であるところ、居室面積に係る基準を緩和する特例を創設することは困難である。</p> <p>一方、認可保育所等への移行を希望する小規模保育事業所については、整備費等の支援を実施しており、引き続きこうした取組を行うことにより支援を図っていく。</p> <p>また、国家戦略特区小規模保育事業の全国展開については、令和4年度、国家戦略特区ワーキンググループにおいて、議論が行われ、子どもの保育の選択肢を広げる観点から、市町村がニーズに応じて柔軟に判断できる新たな解釈を示し、全国展開することとし、小規模保育事業の対象年齢の取扱いを見直すこととした。</p>